

南商第 号
令和 年 月 日
申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

南島原市長 松本政博 様

(注1) 本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、指定業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率、依存率及び最近1か月間における全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合が20%以上となっていること。

(注3) $P > 0$ となっていること。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。